吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金

吉賀町は創業にチャレンジする方を 応援します!

町の産業育成、それに伴う地域の商工振興と活性化を図るため、創業を 支援することを目的とした事業で、町内で創業する方に対し、創業 に要する経費の一部を補助します。

☆対象者・対象経費は以下のとおりです☆

| 対象経費 | 補助率 | 交付限度額 |
|---------------------------------------|------------|--------|
| 改修費、建築費、建物取得 費、備品購入費、家賃及び広 告宣伝費 | 補助対象経費の1/2 | 上限50万円 |

対象者

町内で**創業の計画を有している、又は第二創業の計画を有している** 方で、次の要件を満たす方。

- 1. 「吉賀町創業支援事業計画」に定められた特定創業支援事業による支援を受けていること。
- 2. 第二創業の計画を有している方は、申請日以前6ヶ月以内に事業承継を行った又は当該年度中に**事業承継を行う予定で、既存事業以外の新事業を開始する方**。
- 3. 町税を滞納していないこと。

※「吉賀町創業支援事業計画」に定められた特定創業支援事業は、創業支援事業者(吉賀町商工会、株式会社山陰合同銀行六日市支店、西中国信用金庫吉賀支店、公益財団法人しまね産業振興財団)が行う、1ヶ月以上にわたる継続的な支援事業です。詳しくは下記お問い合わせ先まで。※農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、狩猟業、漁業、金融、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、複合サービス事業、教育、学習支援業(職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業を除く)、医療、福祉(療術業を除く)、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業、風営法に規定する業種、宗教・政治・経済・文化団体など、対象外となる業種があります。

※吉賀町地域商業等支援事業費補助金、国や県等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、 重複し補助を受ける方は対象外です。

事業開始・開店前(改修、備品購入する前)に申請していただく必要がありますので、申請をお考えの方はお早めに下記お問合せ先までご連絡下さい。

【お問合せ先】吉賀町役場産業課

〒699-5301 吉賀町柿木村柿木500-1 電話0856-79-2213 FAX0856-79-2344 ◎吉賀町商工会でもご相談いただけます◎